

令和7年第10回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月27日(月) 午前9時30分～10時55分

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席者

(1) 農業委員 (10名)

1番	吉留 義晃	2番	南原 奈美子
3番	赤崎 敬一郎	4番	濱田 誠
5番	前野 浩司	6番	満園 和徳
7番	山内 美千代	8番	山崎 博文
9番	坂元 兼一	10番	池山 準一

(2) 推進委員 (22名)

11番	下田 保幸	12番	兒玉 伸一郎	13番	野間 菊昭
14番		15番		16番	水流 新藏
17番		18番	宮田 裕司	19番	竹井 好博
20番	長福 次美	21番	田上 政喜	22番	徳留 伸一
23番	東條 好廣	24番	平島 賢一	25番	大野 恵美
26番	堀之内 睦	27番	上屋敷 守	28番	大迫 勝哉
29番	竹之内 重則	30番	山口 治幸	31番	狩宿 悦男
32番	宮脇 純久	33番	肝付 兼久	34番	坂元 智一
35番	村上 一徳				

(3) 職員 (6名)

事務局長	松山 明浩
事務局長補佐兼農地係長	片野 好文
農地係主査	下牧瀬 嘉子
農地係主事	中山 晴天
農地係主事	今村 圭佑
農地中間管理事業推進員	外川内 勉

4 欠席農業委員 (-名)

5 会次第

- | | | |
|-----------|----------------------------|--------|
| (1) 議案第1号 | 農地法第3条許可(農委)申請について | (4件) |
| (2) 議案第2号 | 農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について | (1件) |
| (3) 議案第3号 | 農地法第5条許可申請について | (4件) |
| (4) 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について | (141件) |
| (5) 議案第5号 | 非農地証明願について | (1件) |

6 その他

事務局長	ただ今から令和 7 年第 10 回総会を開会いたします。 会長のあいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、本日の出席人員報告をいたします。 本日は、農業委員、全員の出席で、定足数に達しており、総会は成立しております。 また、推進委員 25 名のうち、14 番池之野委員、15 番久保蘭委員、17 番内村委員より欠席の申し出があり、22 名の出席をいただいております。 以上で出席人員の報告を終わります。 それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。
議長(会長)	それでは、審議を開始します。 本日の議事録署名者の指名をいたします。 議事録署名者は、1 番吉留義晃委員、2 番南原奈美子委員をお願いいたします。 なお、これまでと同じく担当農地利用最適化推進委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。発言の際は挙手し、座席番号を言い、議長の許可を得てから、起立し発言くださるようお願いいたします。 次に事務局より会務報告をお願いいたします。
事務局長	「会務報告の朗読及び説明」
議長	ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、会務報告を終わります。 それでは、1 ページ、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (中山)	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-1 番から 4 番について説明 10-1 番 所在：広瀬字 番 1、田、農振農用地区域内、476 m ² 、所在：広瀬字 番 2、田、農振農用地区域内、957 m ² 、売買による所有権移転 10-2 番 所在：久富木字 番、畑、農振農用地区域内、858 m ² 、贈与による所有権移転 10-3 番 所在：中津川字 番 1、畑、農振農用地区域内、1,576 m ² 、所在：中津川字 番、畑、農振農用地区域内、2,835 m ² 、所在：中津川字 番、畑、農振農用地区域内、1,131 m ² 、売買による所有権移転 10-4 番 所在：中津川字 番、畑、農振農用地区域内、1,924 m ² 、売買による所有権移転 以上農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを

事務局 (中山) 議長	満たしていると判断し提案いたします。 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-1 番、お願いします。
事務局 (中山)	本日欠席の池之野推進委員に代わりまして、事務局で説明いたします。受人の■■■■さんと渡人の■■■■さんは、同じ集落の知り合いで、以前から田んぼを買ってほしいと依頼されていたそうです。近年、米の値段が高くなってきたことから、購入の話がまとまったということでした。境界、進入路、用排水は問題無しということでした。以上です。
議長	10-2 番、お願いします。
21 番委員	受人の■■■■さんは以前から耕作をされていて、隣接する土地も畑として 1 枚にしてあった関係上、今回、是非お譲りしたいということで話がまとまったそうです。境界、進入路等、問題ありませんでしたので、報告します。
議長	10-3 番、4 番、お願いします。
33 番委員	10-3 番について、渡人の■■■■さんは県外在住で、農業はできない状態で、受人の■■■■さんは、茶を作っているらしいです。現地を確認したところ、もう茶を植えて、■■■■さんが管理されておりました。境界が、1 枚の茶畑になっていたのも、はっきりしませんでしたけれども、進入路等は全然、問題無かったです。 10-4 番について、■■■■の近くの畑で、現在、さつまいもを植えてあり、隣が■■■■さんの茶畑があって、相手方要望という話を伺いました。そちらも道路に面しており、境界、進入路等、問題無かったです。以上です
議長	ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありますか。
3 番委員	10-1 番について、■■■■さんは今、田んぼを作っているらしいですか。米の値段が上がるから、今度から作るのか。作っているところを、あまり見たことがなかったの。
事務局 (中山)	お父様が■■■■で農業をされているということですので、これから作るということではなくて、手伝いをしていたと伺っています。機械等はあるということでした。以上です。
議長	よろしいですか。他にはございませんか。 (なしの声あり) 無いようですので、採決いたします。議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-1 番から 4 番は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」の 10-1 番から 4 番は、許可することに決定いたします。 次に、2 ページ、議案第 2 号「農地法第 5 条許可に係る農地転用事業計

議長	画の変更について」の 10-1 番を議題といたします。 なお、3 ページ、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-1 番は関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 2 号「農地法第 5 条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の 10-1 番について説明 平成 ■年 ■月 ■日付け農振第 ■■■■■号、■■■■■号で許可のあった太陽光発電施設を建設する農地転用事業計画を、蓄電池所を建設する農地転用事業計画へ変更したい。 議案第 2 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-1 番について説明 10-1 番 所在：湯田字■■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、1,229 m²、地種：第 3 種農地、所在：湯田字■■■■■番 2、畑、農振農用地区域外、965 m²、地種：第 3 種農地、形態：転用、用途：蓄電池所用地、施設：蓄電池所、施設面積：1,278 m²、申請事由：申請地を譲り受け（売買）、蓄電池所を建設したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。議案第 2 号の 10-1 番、議案第 3 号の 10-1 番、お願いします。
13 番委員	議案集の 23, 24 ページをご覧ください。今回の申請地は、■■■■■の近くにありまして、事務局から説明がありましたが、■■■■■さんが平成 ■年 ■月に転用許可を受けて、太陽光発電施設を設置される予定でありましたが、なかなか事業が進まず、現在に至ったようです。そのような中、今回、受人の■■■■■が事業を受け継ぎ、蓄電池所として、蓄電池を設置されるということで話がついたようです。境界及び進入路については、特に問題はありませんでした。以上です。
議長	次に、農地転用事業計画変更申請に係る意見書兼審査表案について、併せて、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用事業計画変更申請に係る農業委員会の意見書兼審査表（案）説明、農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 2 号「農地法第 5 条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の 10-1 番、並びに、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-1 番は、許許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可に係る農地転用事業計画の変更について」の10-1番、並びに、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-1番は、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-2番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-2番について説明。

所在：柏原字■■■■番2、畑、農振農用地区域外、400㎡、地種：第2種農地、形態：転用、用途：駐車場用地、施設：駐車場、施設面積：400㎡、申請事由：申請地を借り受け（賃借権）、駐車場を設置したい。

申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-2番、お願いします。

26番委員

■■■さんは現在、■■■で■■■店を経営されておられますが、地鶏を食べさせる店を開きたいと場所を探していたところ、■■■に古民家があり、以前手打ちそばがあった店が閉店したため、その場所を借りて地鶏の店を開こうと思い、この古民家を借りることにしました。店を開けば、お客さん用の駐車場が必要となるため、隣の■■■さんの畑を借りて駐車場にするため、申請を行いました。現地は、仕上がり分かるようにトンボがかけてありました。また、復元できるように杭を仮置きし、排水は道路側溝に流れるようにするとのことでした。以上です。

議長

次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(片野)

農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。

総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-2番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-2番は、許可することに決定いたしました。

次に、3ページ、議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-3番を議題といたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(片野)

議案第3号「農地法第5条許可申請について」の10-3番について説明。

所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、830㎡、地種：第2

事務局 (片野)	種農地、所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、204 m²、地種：第 2 種農地、所在：船木字■■■■番、畑、農振農用地区域外、258 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：太陽光発電施設用地、施設：太陽光発電施設、施設面積：441.6 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、太陽光発電施設を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明をお願いします。10-3 番、お願いします。
16 番委員	該当地は、一般的な、と言いますか、申し分の無い農地であります、再生可能エネルギー導入という社会の変化ですとか、周辺の環境、隣はつい最近、転用して駐車場になっておりますし、1 筆反対側は、農地を転用して太陽光発電所が設置されております。そういう周辺環境の変化ですとか、もう一つ、■■■さんは 83 歳という年齢でもありまして、後継者もおられないと、そういうことを総合的に勘案しますとやむを得ないのかなと理解したところであります。境界、排水については、全く問題ありません。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 （なしの声） よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-3 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-3 番は、許可することに決定いたしました。 次に、3 ページ、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-4 番を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-4 番について説明。 所在：久富木字■■■■番 1、畑、農振農用地区域外、1,079 m²、地種：第 2 種農地、形態：転用、用途：太陽光発電所用地、施設：太陽光発電所、施設面積：441.65 m²、申請事由：申請地を借り受け（地上権設定）、太陽光発電設備を設置したい。 申請内容を審査したところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し、提案するものであります。
議長	ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から、補足説明を

議長	お願いします。10-4 番、お願いします。
21 番委員	■■■■さんの農地、議案集の 27 ページをご確認ください。川のすぐ横で、畑となっていますが、その周りは全て、田んぼであります。ここの畑が一番低い土地ということもあり、いろんな作物をこれまで、いろんな方が借りて作っておられましたが、うまく作物も育たないということで、当初、本人さんは、柿とか果樹でも植えようかと話をされたんですが、場所的に■■■■に入る入り口のところであり、車が一旦停止等、見通しが悪くなるということもあって困っておられたところに、この■■■■の太陽光発電という話が入ってきて、そちらに貸し出すということで、本人さんは申請されたようです。排水については、一番下で、しっかり側溝もあって排水はできるんですが、先ほど説明したように、周りからの回り込みの地面に浮き上がってくるような水もあって、作物は断念される。敷地に関しては、境のところに草が生えたり、藪になったりすると地域の風紀を乱すということもあって、今回設置される業者に、そこの維持管理もしっかりやるようにと話がついて、業者もそのようにしますと、現地で説明していただきました。境界、進入路に関しては、問題ありませんでした。以上です。
議長	次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書兼審査表案について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (片野)	農地転用申請に対する農業委員会の意見書兼審査表（案）説明。 総合意見としまして、許可相当。なお、申請地内に贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受けている農地はありません。
議長	ただ今の議案説明及び補足説明等について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-4 番は、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 3 号「農地法第 5 条許可申請について」の 10-4 番は、許可することに決定いたしました。 次に、4 ページ、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の貸借権設定の、中間管理権と利用権設定の総括表について、事務局の説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の 4 ページ、中間管理権と利用権設定の総括表について朗読及び説明
議長	それでは、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定を議題といたします。 本日、出席されています農業委員、推進委員に関わる議事参与制限の案件が 5 件ありますので、その案件を先に審議いたします。 まず初めに、6 ページの 10-17 番を議題といたします。 ■■■■委員の退室をお願いします。(■■■■委員退室) 事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の6ページ、10-17番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-17番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-17番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、8ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-34番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の8ページ、10-34番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-34番は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-34番は、妥当とすることに決定いたします。

委員の入室をお願いします。{委員入室}

次に、15ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-101番から103番を議題といたします。

委員の退室をお願いします。{委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(下牧瀬) 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の15ページ、10-101番から103番について朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-101番から103番は、妥当とすることに

議長	賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の10-101番から103番は、妥当とすることに決定いたします。 ■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室} 次に、5ページから21ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件を議題といたします。 事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (下牧瀬)	議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の5ページから21ページ、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件について朗読及び説明
議長	ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか、それでは採決いたします。 議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」の農地中間管理権及び利用権の設定の、農業委員、推進委員に関わる案件以外の案件については、妥当とすることに決定いたします。 次に、22ページ、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。
事務局 (片野)	議案第5号「非農地証明願について」説明 10-1番 所在：神子字■■■■番3、畑、農振農用地区域外、468㎡、判定地目：原野、利用状況：耕作放棄地
議長	ただ今の議案説明について、担当推進委員から現地調査の結果報告をお願いします。10-1番、お願いします。
25番委員	申請者の■■■■さんは、3人兄弟で、現在■■■■に住まれています。今までは、年に何回か帰って来て、現地の草払いとか、管理されていましたが、もう■■■■から来て管理するのは大変になり申請されました。申請地の隣が雑山で、雑木の枝が申請地にかぶって来ている状態でした。境界、進入路等は特に、問題ありません。よろしくお願いします。
議長	ただ今の議案説明及び現地調査の結果報告について、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声あり) よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号「非農地証明願について」の10-1番は、妥当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議長	(全員挙手) 全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願について」の10-1番は、妥当とすることに決定いたします。 次に、議題(6)「その他」ですが、委員の皆様から議案はありませんか。 (なしの声あり) 事務局から議案はありませんか。 (ありません。) 無いようですので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。 次に、会次第6の「その他」で、委員の皆様から、何かありませんか。
23番委員	米の値段が上昇して、農地の借地料が、お金で払う場合と物納する場合で大きなギャップができてきているが、今後こうなるという考え方があるか。
農地中間管理 事業推進員	今後検討するので、時間をいただきたい。
2番委員	農地の貸借の中で、契約期間中に借地料は変更できるか。
農地中間管理 事業推進員	変更できます。
5番委員	非農地判断済の農地は、さつま土地改良区にも情報提供してほしい。
事務局長	以前から、総会議案集を提供しております。
議長	他にございませんか。 (なしの声あり) 事務局から事務連絡はありませんか。
事務局	(事務局より協議・連絡事項あり) ・活動記録の徹底について(農家との会話、話し合い参加、利用状況巡視、意向調査など) ・戸別訪問アンケートについて(システム入力⇒情報共有要同意) ・各地域での非農地調査の実施について(12月まで、日程調整を) ・各区の農業を考える会について(班内で情報共有、出席依頼など) ・令和7年産米の仮渡金価格について ・年金加入の推進について(謝礼品の手渡し兼営農確認の依頼) ・農業新聞の新規購読推進について(意向調査時に併せて勧誘) ・農業リーダーズサミット2025について(案内) ・非農地調査対象の農地追加について
議長	ただ今の事務局からの説明について、何かございませんか。 無いようですので、以上をもちまして、令和7年第10回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。
事務局長	全員ご起立ください。以上で、総会を閉会します。一同礼

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____